高知県警察本部訓令第４号

警察本部
警 察 署

分庁舎の設置及び運営に関する訓令を次のように定める。

平成24年３月23日

高知県警察本部長　加藤　晃久

分庁舎の設置及び運営に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、分庁舎の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　**署**に分庁舎を置くことができる。

２　前項に規定する分庁舎（以下単に「分庁舎」という。）の名称及び位置並びに分庁舎で勤務する職員の主たる活動区域は、別表のとおりとする。

３　前項の規定にかかわらず、香南警察庁舎又は香美警察庁舎に勤務する自動車警ら班勤務員並びにいの警察庁舎に勤務する自動車警ら班勤務員及び警備課員は、署の管轄区域全域を活動区域とする。

（庁舎長）

第３条　庁舎長は、高知県警察組織規則（平成６年公安委員会規則第１号）第69条の２に規定する職務を行い、命を受けて次に掲げる事務について署長を補佐する。

（１）　分庁舎及び別表の主たる活動区域内に位置する駐在所(以下これらを「分庁舎等」という。）の庁舎管理に関すること。

（２）　分庁舎等における拳銃の保管管理に関すること。

（３）　分庁舎等で使用する車両の管理及び運用並びに安全運転の推進に関すること。

（４）　分庁舎における公印の使用及び保管管理に関すること。

（５）　別表の主たる活動区域内の関係機関・団体との連絡調整に関すること。

（６）　分庁舎等において取り扱った事案の把握に関すること。

（７）　地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第５号）第10条第２項の規定による地域警察活動に必要な指導教養に関すること。

（８）　その他署長から特に命ぜられたこと。

（決裁）

第４条　分庁舎等における事務は、原則として、起案者から担当係長、課長、副署長、署長の順を経て決裁を受けなければならない。この場合において、当該

事務処理の概要は、あらかじめ庁舎長に報告するものとする。

２　前条第５号及び第８号に掲げる事務については、前項の規定にかかわらず、庁舎長の決裁を受けた後、署において順を経て決裁を受けるものとする。

３　分庁舎の管理運営に係る書類のうち、分庁舎で完結できる書類であらかじめ署長が指定するものについては、庁舎長決裁とする。ただし、署長及び副署長は、月に一度当該書類を確認しなければならない。

（文書の収受）

第５条　分庁舎に到着した文書（郵便による物品を含む。）は、会計庶務係において収受し、高知県警察公文書管理規程（令和２年３月本部訓令第５号）に基づき処理するものとする。

（当直勤務）

第６条　分庁舎において、当直勤務を実施する。

２　分庁舎における当直勤務員は、当直責任者の指揮を受け、事務を行うものとする。

（その他の事務処理）

第７条　分庁舎における公印の使用及び保管管理、拳銃等の保管管理又は車両の管理及び運用については、高知県公安委員会公印規則（昭和33年公安委員会規則第11号）、高知県警察公印規程（昭和54年４月本部訓令第４号）、警察官拳銃等取扱規程（平成28年２月本部訓令第３号）、高知県警察車両等管理運用規程（平成30年３月本部訓令第４号）等に定めるところによる。

附　則

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則　（平成26年３月17日本部訓令第７号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則　（平成28年３月９日本部訓令第４号）

この訓令は、平成28年３月21日から施行する。

附　則　（平成28年３月25日本部訓令第９号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則　（平成30年３月27日本部訓令第５号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則　（令和２年３月24日本部訓令第６号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　（令和８年７月23日本部訓令第21号）

この訓令は、令和８年８月３日から施行する。

別表（第２条関係）

警察署	名称	位置	主たる活動区域
高知東警察署	本山警察庁舎	長岡郡本山町本山850番地１	長岡郡及び土佐郡
南国警察署	香南警察庁舎	香南市野市町西野2072番地４	香南市
	香美警察庁舎	香美市土佐山田町栄町12番２号	香美市
土佐警察署	いの警察庁舎	吾川郡いの町1290番地４	吾川郡いの町及び高岡郡日高村
中村警察署	清水警察庁舎	土佐清水市幸町３番５号	土佐清水市